

**泉南りんくう公園内公園施設管理事業
設置管理許可施設に関する基本協定書**

泉 南 市

泉南市（以下「本市」という。）と●●●●（以下「事業者」という。）は、泉南りんくう公園内公園施設管理事業における設置管理許可制度による公園施設（以下「本施設」という。）の（整備・）管理運営業務（以下「本業務」という。）の実施に関する必要な事項を定めるため、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

※以下、設置許可を利用しない場合には、本協定における「設置管理許可」は「管理許可」と置き換える。

第1章 総則

第1条 （目的）

- 1 本協定は、都市公園法（昭和 31 年法律第 79 号）及び泉南市都市公園条例（昭和 56 年 泉南市条例第 23 号。以下「条例」という。）並びに関係法令等の定めるところに従い、本市及び事業者が相互に協力し、本業務を適切かつ円滑に推進するために必要な事項を定めるものとする。

第2条 （業務内容）

- 1 事業者は、本協定、募集要項及び事業者の提案に基づき、各関係機関等との協議及び本市との協議を経て確定する業務（〔整備業務、〕維持管理・運営業務）を実施するものとする。
- 2 本市は、前項の業務の実施を認める場合、事業者に対して都市公園法第 5 条及び条例第 8 条の規定に基づく許可（以下「設置管理許可」という。）を行うものとする。

第3条 （協定期間）

- 1 本協定の有効期間（以下「協定期間」という。）は、本協定締結日から令和●年●月●日までとする。

第4条 （使用料）

- 1 事業者は、条例及び設置管理許可に基づく使用料を本市に支払うものとする。
- 2 本市は、条例の改正及び固定資産税評価額の見直しにより使用料を変更する場合、本協定の使用料を見直すことができる。
- 3 本市は、前項により本協定の使用料を見直す場合、事前に事業者に書面により通知しなければならない。

第5条 （施設の供用開始）

- 1 本施設の供用開始時期は、令和●年●月を目途とする。
- 2 事業者は、やむを得ない事情により、事業者が提案した期日の変更を必要とする場合は、事前に本市の承諾を得なければならない。

第6条 （施工計画書の提出）

- 1 事業者は、本業務に必要な工事に着手する 30 日前までに、工事概要、計画工程表、現場組織表、施工体系図、施工体制台帳、安全管理、指定機材・主要機材、主要資材、品質管理計画、施工方法、仮設計画、施工管理計画、緊急時の体制及び対応、交通管理、環境対策、現場の就業時間、現場作業環境の整備、再生資源の利用の促進と建設副産物の適正処理方法等を示した施工計画書を本市に提出し、本市の承認を得るものとする。

第7条 （業務報告書等の提出）

- 1 事業者は、本事業の実施状況を市に報告するため、業務年度ごとに報告書を作成の上、当該年度終了日の翌々月末までに市に提出する。また、事業者は、イベント等を実施する場合、実施内容等の計画書を作成の上、当該イベント実施日の1か月前までに市に提出する。
- 2 市は、前項により提出された報告書又は計画書の内容を確認の上、合理的な必要がある場合は、事業者に対して修正を求めることができる。

第8条（業務の費用負担）

- 1 本業務は、事業者の責任と費用において実施するものとし、本協定締結前から存する事業用地の瑕疵、不可抗力、法令変更等による場合を含み本業務に関して事業者に予期せぬ増加費用又は損害が生じても事業者がこれを負担し、本市に対して請求することはできない。
- 2 事業者は、本協定期間中、次の利用料金を自らの収入として収受することができる。
 - (1) 本施設の運営で得られる収入
 - (2) 本市の承諾を得て本施設の一部を利用してテナントを入れる場合において、テナントから徴収する利用料金
 - (3) 本市の承諾を得て本事業用地の一部に有料駐車場を設置する場合において、駐車場利用者から徴収する利用料金

第9条（財産等）

- 1 事業者は、本業務に基づき設置した本施設の所有権を保有するものとし、これにかかる一切の費用は事業者が負担する。

第2章 許可の取得

第10条（設置管理許可）

- 1 事業者は、本業務にかかる施設の整備・管理運営を開始するまでに、本市の設置管理許可を受けなければならない。
- 2 設置管理許可の期間は、最大10年間の許可を更新することにより、事業期間の終期まで業務実施を可能とする。なお、更新手続は条例第8条及び泉南市都市公園条例施行規則（平成10年泉南市規則第1号。以下「条例施行規則」という。）第5条の規定に従うものとする。
- 3 事業者は、本施設の〔整備工事及び〕運営業務終了後の解体・原状復旧を設置管理許可の期間内に実施しなければならない。事業者が本市に対して、本施設の運営を終了する旨を本市に通知し本市の確認を得た場合、本市は当該通知受領後の設置管理許可に係る使用料を減免の対象とする。
- 4 本施設を設置する場合の使用料の額は、条例第18条第2項の規定に従い、泉南市公有財産規則第22条第1項第1号及び第2号並びに第2項から第5項までの規定に基づく金額とする。
- 5 設置管理許可の使用料の納付時期は、初年度の使用料は設置管理許可を受けるまでに、次年度以降の使用料は当該年度分をその年度の4月末日までに、納付するものとする。

第3章 制限等

第11条（行為の禁止）

事業者は、協定期間中、事業者が管理運営する施設又は敷地において、次の各号の行為を行うことはできない。また、第三者に行わせることもできない。

- (1) 政治的又は宗教的な勧誘活動及び普及宣伝活動等の行為
- (2) 風俗営業法等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和 23 年法律第 122 号）第 2 条第 1 項に規定する風俗営業、同条第 5 項に規定する性風俗関連特殊営業及びこれに類似する行為
- (3) 青少年等に有害な影響を与える物販及びサービス提供等の行為
- (4) 騒音や悪臭など、著しく周辺環境を損なうことが予想される物販及びサービス提供等の行為
- (5) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号。以下、「暴対法」という。）第 2 条第 2 号に規定する暴力団、同条第 6 号に規定する暴力団員及び泉南市暴力団排除条例（平成 25 年泉南市条例第 18 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者の活動とみなされる行為
- (6) 上記のほか、本市が本業務との関連性が低く、必要とみなすことができないと判断する行為

第 12 条（私権の制限）

- 1 事業者は、事業者が管理運営する施設又は敷地を本業務の関係者以外の者に占有させてはならない。
- 2 事業者は、事業者が所有する施設について抵当権又はその他の権利を設定し、第三者に譲渡又は移転若しくは担保することはできない。

第 13 条（一括再委託の禁止）

- 1 事業者は、本業務の全部又は主たる部分を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。本業務の一部を第三者に委託する場合には、本市の承認を受けなければならない。なお、主たる部分とは、本業務における総合的企画、業務遂行管理、手法の決定、技術的判断及び概ね契約金額の 2 分の 1 以上に相当する金額を対価とする業務等をいうものとする。

第 4 章 損害の負担等

第 14 条（第三者に与えた損害）

- 1 事業者は、本業務の実施に伴い、第三者と紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合、事業者の責任と費用負担により、その紛争を解決し、又はその損害を賠償しなければならない。

第 15 条（特許権等の使用）

- 1 事業者は、特許権、実用新案権、意匠権、商標権等の法令に基づき保護される第三者の権利の対象となる工事材料、施工方法、維持管理方法等を使用するときは、その使用に関する一切の責任を負わなければならない。

第 5 章 業務報告及び業務内容の変更若しくは中止等

第 16 条（業務内容の変更及び中止等）

- 1 社会情勢、経済情勢又はその他の事由により、本業務の内容又は施設の仕様を変更する必要がある場合は、事業者は事前に本市に当該変更案を記載した書面を提出し、本市の承諾を得なければならない。

- 2 本市は、事業者が、本協定、設置管理許可等の条件又はその他関係法令等に違反するなど、業務内容の変更等が必要と認める場合、本業務の内容の変更又は業務の一部若しくは全部の中止等を指示することができる。

第 17 条（暴力団員等による不当介入を受けた場合の報告等）

- 1 事業者は、本業務の実施に当たり、暴力団の構成員（暴対法第 2 条第 6 号に規定するもの。以下、「暴力団員」という。）又は暴力団密接関係者から妨害若しくは不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、警察への届出を行わなければならない。
- 2 事業者は、本業務の下請け又は受託を受けた者（以下、「下請負人等」という。）が、暴力団員若しくは暴力団密接関係者から妨害又は不当要求を受けた場合、速やかに本市に報告するとともに、下請負人等に対して、警察への届出を行うよう指導しなければならない。
- 3 事業者は、前二項の規定により報告を受けた本市の調査及び警察の捜査に協力しなければならない。

第 18 条（事業者の遵守事項）

- 1 事業者は、協定期間中、業務計画書に基づき本施設を良好に管理運営しなければならない。
- 2 事業者は、設置管理許可に付された条件を遵守しなければならない。
- 3 事業者は、本協定、要求水準書及び設置管理許可に基づく権利義務の全部又は一部について、第三者に譲渡し、転貸又はその権利を担保に供することはできない。
- 4 事業者は、合併、会社分割等により法人格の変動が生じる場合、速やかに本市に書面を提出し、承諾を得なければならない。
- 5 事業者は、本市から提供を受けて知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。また、その他関係者に対しても同様の義務を遵守させなければならない。
- 6 事業者及び事業者の業務が起因して、本市の所有する施設等を汚損又は破損した場合、事業者はその責任と費用負担により、清掃又は修繕等の必要な措置を講じるものとする。
- 7 事業者は、関係法令等の規定を遵守しなければならない。

第 19 条（管理運営の義務）

- 1 事業者は、泉南りんくう公園の美観維持について協力するものとする。
- 2 事業者は、事業者が管理運営する施設又は敷地の清掃、維持管理、修繕、法定点検を行うものとする。
- 3 本業務にかかる周辺住民への対応は、必要に応じて本市と協議し、事業者が主体となつて行うものとする。
- 4 事業者は、事業者が管理運営する施設又は敷地において、泉南りんくう公園の利用者が安全かつ快適に利用できるよう十分に配慮するものとする。
- 5 事業者は、泉南りんくう公園で開催される各種イベント等について、本業務に支障のない範囲で可能な限り本市及び（仮称）泉南市営りんくう公園整備等事業の選定事業者（以下「PFI事業者」という。）に協力するものとする。

第 20 条（安全対策等）

- 1 事業者は、泉南りんくう公園におけるイベント開催時など、来訪者の混雑が予想される場合の安全対策及び事故等への対応について、本市及びPFI事業者と協力してその対応に当たるものとする。
- 2 本業務の実施中に事故等が発生した場合、事業者は、当該事故等発生時の帰責の如何にかか

ならず、直ちに利用者の安全を確保するとともに、事故等拡大の防止策を講じるなど、適切で速やかな対応を行い、その経過を本市に報告し、本市の指示に従うものとする。

- 3 本市は、事故等の緊急事態が発生した場合、緊急事態に対応するため、事業者に対して、業務の一部又は全部の停止を命じることができる。

第6章 協定の解除等

第21条（本市による協定の解除）

- 1 本市は、都市公園法第 27 条の規定による許可の取消しのほか、設置管理許可を取り消した場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、本協定を解除し、設置管理許可を取り消すことができる。
 - (1) 事業者が、本協定、設置管理許可等の条件又はその他関係法令等に違反する行為に抵触した場合
 - (2) 事業者が、本業務の目的から逸脱し、本市からの警告等が発せられても業務改善を行わない場合
 - (3) 事業者が行う本業務が、業務計画書と著しく相違し、本業務の継続が困難と判断される場合
 - (4) 事業者が、銀行取引停止処分を受けた場合又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てをした場合
 - (5) 事業者が、仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - (6) 事業者が、監督官庁により営業取消し若しくは停止等の処分を受けた場合又は自ら営業等を休止若しくは停止した場合
 - (7) 事業者が、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当する場合
- 2 本市が前項の協定の解除を行う場合、既に納付している使用料は違約金として市が没収し、事業者へ還付することを要しないものとする。

第22条（事業者による協定の解除等）

- 1 事業者は、本業務の継続が困難と判断した場合、本協定を解除しようとする日の6か月前までに、本市に対して書面により解除の申請を行ったうえで、本市と事業者で協議のうえ、本協定を解除することができる。
- 2 事業者は、前項の規定により本協定を解除した場合、既納の使用料の還付を求めることはできない。
- 3 天災地変等の不可抗力により、事業者が管理運営する施設等が滅失又は毀損し、その効用を維持又は回復するために過分の費用を要するなど、本協定の履行が不可能となった場合、事業者は本市と協議し、本市の承諾を得て協定を解除することができる。
- 4 事業者が前項の規定により本協定を解除した場合、本市は既に納付している使用料について、許可を取り消した月割りの金額（許可を取り消した月を除き、残り月数から納付済みの使用料を月割にした金額）を還付するものとする。

第7章 原状回復

第23条（原状回復の義務）

- 1 事業者は、業務期間終了後（設置管理許可等の取消し、設置管理許可を受けた者が更新しない場合又は業務を途中で中止する場合を含む）、6か月以内の本市が指定する期日ま

で、事業者の責任及び費用負担により、本施設又はその出来形を撤去し、原状回復を行わなければならない。

- 2 事業者は、前項の原状回復が完了した場合、速やかに本市に報告しなければならない。
- 3 本市は、前項による報告を受けた場合、速やかに完了の検査を実施するものとする。
- 4 完了検査の結果、原状回復が不十分であった場合、本市は事業者に対して追加の工事等を求めることができる。

第8章 その他

第 24 条（業務の調査等）

- 1 本業務の状況について本市が調査を実施するときは、事業者はこれに協力するものとし、本市は、事業者が認めた本業務にかかるデータについて、必要に応じて公表するものとする。

第 25 条（届出義務）

- 1 事業者は、次の各号のいずれかに該当する場合、直ちに書面により本市に届出なければならない。
 - （1）事業者の本社所在地、主たる事務所の所在地、商号、名称を変更した場合
 - （2）事業者が、銀行取引停止処分又は破産、民事再生、会社整理若しくは会社更生手続きの申立てを受けた場合又はこれらの申立てをした場合
 - （3）事業者が仮差押、仮処分、強制執行若しくは競売の申立て又は公租公課の滞納処分を受けた場合
 - （4）事業者が、本業務の実施に当たり、第三者との間で紛争が生じ、又は第三者に損害を与えた場合
 - （5）事業者が、本業務の実施に当たり、地震、火災、風水害、その他の事由により、損害を被った場合
 - （6）事業者の設置及び管理する施設が、本業務の実施に当たり、第三者からの危害等により滅失又は毀損した場合
 - （7）業務区域の全部又は一部が第三者に占拠された場合

第 26 条（秘密の保持）

事業者の役員及び職員並びにこれらの者であった者は、本業務に関し知り得た秘密を他に漏らし、又は本施設の管理目的以外の目的に使用してはならない。本協定が効力を失った後においても同様とする。

第 27 条（個人情報の保護）

- 1 事業者は、本業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条に規定する個人情報をいう。以下同じ。）については、個人情報の保護に関する法律及び泉南市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年泉南市条例第 29 号。）の規定を遵守しなければならない。
- 2 事業者は、個人情報ファイル（事業者が本業務の実施に伴い作成し、又は取得した個人情報を含む情報であって、特定の個人情報について電子計算機を用いて検索することができるように体系的に構成したもの又は氏名、生年月日その他の記述等により特定の個人情報を容易に検索することができるように体系的に構成したものをいう。）を設置しようとするときは、あらかじめ本市に届け出て、その承認を受けなければならない。

第 28 条（管轄裁判所）

- 1 本協定から生ずる一切の法律上の争訟については、本市の所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とする。

第 29 条（補則）

- 1 本協定に規定のない事項又は本協定若しくは本協定に基づく権利義務に関し、疑義が生じた場合は、本市と事業者は、誠意をもって協議するものとする。
- 2 本市と事業者が協議のうえ、必要と認めた場合は、書面により本協定の変更を行うことができる。

本協定の締結を証するため、本通2通を作成し、本市及び事業者それぞれ記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和 年（ 年） 月 日

本市

所在地 泉南市樽井一丁目1番1号

名 称 泉南市

代表者 泉南市長 山本 優真 ⑩

事業者

所在地

名 称 ○○

代表者 ○○（職） ○○（氏名） ⑩